

八尾市水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）

（平成21年4月1日制定）

（平成21年10月1日改正）

（平成23年4月1日改正）

（平成24年4月1日改正）

（平成25年4月1日改正）

（平成25年10月1日改正）

（令和2年8月1日改正）

（主 旨）

第1条 八尾市水道局の建設工事等（測量等コンサルタント業務を含む。）に係る競争入札を八尾市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令、八尾市水道局契約規程（以下「規程」という。）、契約に関する諸規定、八尾市水道局電子入札運用基準並びに本心得の定めるところによるものとする。

（入 札）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面及び現場等を熟知のうえ入札をしなければならない。この場合において仕様書、図面等について疑義あるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、定められた期間内にシステムによって入札書を提出しなければならない。

3 入札参加者は、その提出した入札書の手換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、システムによって入札辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は所定の日時までに指定の場所に規程第9条で定める額の入札保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は本市に帰属する。

3 入札保証金の納付を免除された場合で、落札者が契約を締結しないときは、違約金として規程第9条で定める額に相当する額を徴収するものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当している者のした入札
- (3) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (4) 指定の日時までに到達しなかった入札
- (5) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (6) 有効な電子証明書が併せて送信されていない入札
- (7) 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一入札について、入札者又は、その代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 同一入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札
- (11) 入札金額内訳書が添付されていない入札
- (12) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (13) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
- (14) 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分が識別しがたい入札
- (15) 明らかに連合によると認められる入札
- (16) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (17) 同一入札に参加する複数の者の関係が、次のいずれかに該当する者が行った入札。ただし、入札書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第2条第3号の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(18) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項に規定する事業協同組合が参加した入札で、その構成員が同一入札に同時に参加した入札

(19) その他、入札に関する条件に違反した入札

（落札候補者の決定）

第8条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格より低い価格で入札した者は落札候補者とならない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その入札参加者が入札書に入力した「くじ用数値」等に基づく、電子入札システムのくじ機能により落札者候補者を決定する。

（落札者の決定）

第10条 落札候補者となった者はただちに入札参加資格確認書類を提出し、入札参加資格の事後審査を受けるものとする。事後審査の結果、有効であると認められた者を落札者とし、失格とした場合は、次順位者以降の者について順次事後審査を行い、落札者を決定する。

（契約保証金）

第11条 落札者は、落札決定後速やかに、規程第31条で定める額の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（契約書等の提出）

第12条 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

（異議の申立）

第13条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、入札及び現場説明等についての不明を理由として異議を申し立てることは一切できない。